

第 1 1 章 その他の環境保全対策

第 1 節 畜産経営の環境保全対策

1 畜産経営及び環境問題の現況

近年の畜産をとりまく情勢は、国際化の進展による輸入畜産物の増加や担い手不足、高齢化の進展など大きく変化していますが、安定した畜産の振興を図るために第五次宮崎県農業・農村振興長期計画を基本に、生産から流通、消費にわたる諸施策を積極的に推進するとともに、資源循環型農業の確立を図るための畜産環境保全対策についても重点的に施策を講じています。

平成13年における畜産粗生産額は1,661億円で、農業粗生産額全体に占める割合は53.8%と、約半分を占めています。

過去5年間における家畜飼養頭羽数の推移は、表3-11-1のとおりです。

表3-11-1 家畜の飼養戸数飼養頭羽数 (単位：戸、頭)

区 分		年				
		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
乳 用 牛	戸 数	630	610	580	550	530
	頭 数	25,000	24,200	23,200	22,200	21,900
	一戸当たり	39.7	39.7	40.0	40.4	41.3
肉 用 牛	戸 数	15,300	14,800	14,300	13,400	12,500
	頭 数	244,200	245,400	246,800	254,000	255,900
	一戸当たり	16.0	16.6	17.3	19.0	20.5
豚	戸 数	1,020	960	940	820	810
	頭 数	776,600	771,000	791,600	835,300	854,100
	一戸当たり	761.4	803.1	842.1	1,018.7	1,041.6
採 卵 鶏	戸 数	190	180	180	180	110
	千羽	千羽	千羽	千羽	千羽	千羽
	羽 数	5,874	5,786	5,713	5,493	4,225
	一戸当たり 成鶏めす羽数	羽 30,200	羽 30,000	羽 31,200	羽 29,100	羽 31,600
ブロイラー	戸 数	490	472	443	423	420
	千羽	千羽	千羽	千羽	千羽	千羽
	羽 数	17,827	17,462	16,774	16,651	17,365
	一戸当たり	羽 36,400	羽 37,000	羽 37,900	羽 39,300	羽 41,300

注1) 資料：畜産統計（各年とも2月1日現在）

2) 採卵鶏農家戸数、羽数は種鶏を含みます（1戸当たり羽数は、種鶏を除く1戸当たり成鶏めす羽数）。

なお、平成10年から飼養羽数1,000羽未満の飼養者を除いており、平成9年の数値とは連続しません。

過去5年間における家畜飼養頭羽数の推移は、肉用牛及び豚では増加傾向、その他の家畜は近年の輸入畜産物の増加や市場価格の低迷等により減少傾向にあります。一方、飼養戸数は、飼養者の高齢化、労働力不足による小規模飼養者層を中心とする飼養中止等から減少傾向で推移しているが、1戸当たりの飼養頭羽数は増加傾向となっています。

畜産経営の動向は、各畜種とも団地化の形成が進み大型経営に移行しています。なお、農村地帯においても都市化、混住化が進み、それに伴い地域住民の畜産に接する機会が多くなったこと等により、畜産環境問題に対する社会的関心が高まっています。

資源循環型畜産確立対策事業の一環として実施した畜産経営環境保全実態調査（畜産経営に起因する環境問題の発生件数調査）の結果は、表3-11-2のとおりです。

表3-11-2 畜産環境問題の畜種別、種類別発生状況（平成13年）（単位：件）

項目 区分	水質 汚濁	悪臭	害虫 発生	水質 汚濁と 悪臭	水質汚 濁と害 虫発生	悪臭と 害虫 発生	水質汚濁 と悪臭と 害虫発生	その他	計	シェア (%)
乳用牛	6	9	1	5	0	1	3	1	26	13.9
肉用牛	13	25	0	4	1	13	3	7	66	35.3
豚	20	17	2	10	1	2	0	5	57	30.5
採卵鶏	2	4	2	0	0	1	0	6	15	8.0
ブロイラ	1	11	0	1	0	2	2	4	21	11.2
その他	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1.1
計	42	67	5	20	2	19	8	24	187	100.0
シェア (%)	22.5	35.8	2.7	10.7	1.1	10.2	4.3	12.8	100.0	-

平成13年における畜産経営に起因する環境問題の発生件数は187件で、畜種別にみると肉用牛が66件で最も多く全体の35.3%を占め、次いで豚57件（30.5%）、乳用牛26件（13.9%）、ブロイラ21件（11.2%）、採卵鶏15件（8.0%）の順となっています。

また、発生種類別に見ると水質汚濁と悪臭関連の発生が多く、水質汚濁と悪臭関連で8割以上を占めています。

2 環境保全対策

平成11年11月1日に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下「家畜排せつ物法」といいます。）に基づき、畜産農家の実態把握や指導等を行い、家畜排せつ物処理施設整備計画を推進するとともに、「野積み」、「素掘り」等の不適切な管理の解消を図るため、「家畜排せつ物法」の管理基準に即した家畜排せつ物処理施設の計画的な整備により、環境と調和した畜産経営の推進を図っています。

なお、具体的には次の事項を基本に、畜産経営環境保全に関する総合的な対策を推進しています。

家畜排せつ物を資源として活用することを基本に、耕種部門と畜産部門との連携強化により良質たい肥の農地還元によるリサイクルを促進するとともに、たい肥等を広域のかつ効果的に供給する体制の確立を図ります。

畜産農家の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、処理施設等の整備や適正な管理により水質汚濁や悪臭防止対策を推進します。

国庫補助事業、県単独補助事業及びリース事業の積極的な導入を図るとともに、各種制度資金等の活用により畜産農家等の負担軽減を図りながら、効率的な処理施設及び機械等の整備促進に努めます。

畜舎建設については、法律に基づく諸手続きや、施設整備に対する適切な指導を行い、悪臭、衛生害虫等の発生予防に万全を期します。

市街化区域や規模拡大により家畜排せつ物の適正な処理が困難な地域については、畜舎移転等を含めた指導を行うとともに、たい肥センター等の有効活用により、たい肥の県内外への広域流通を推進します。

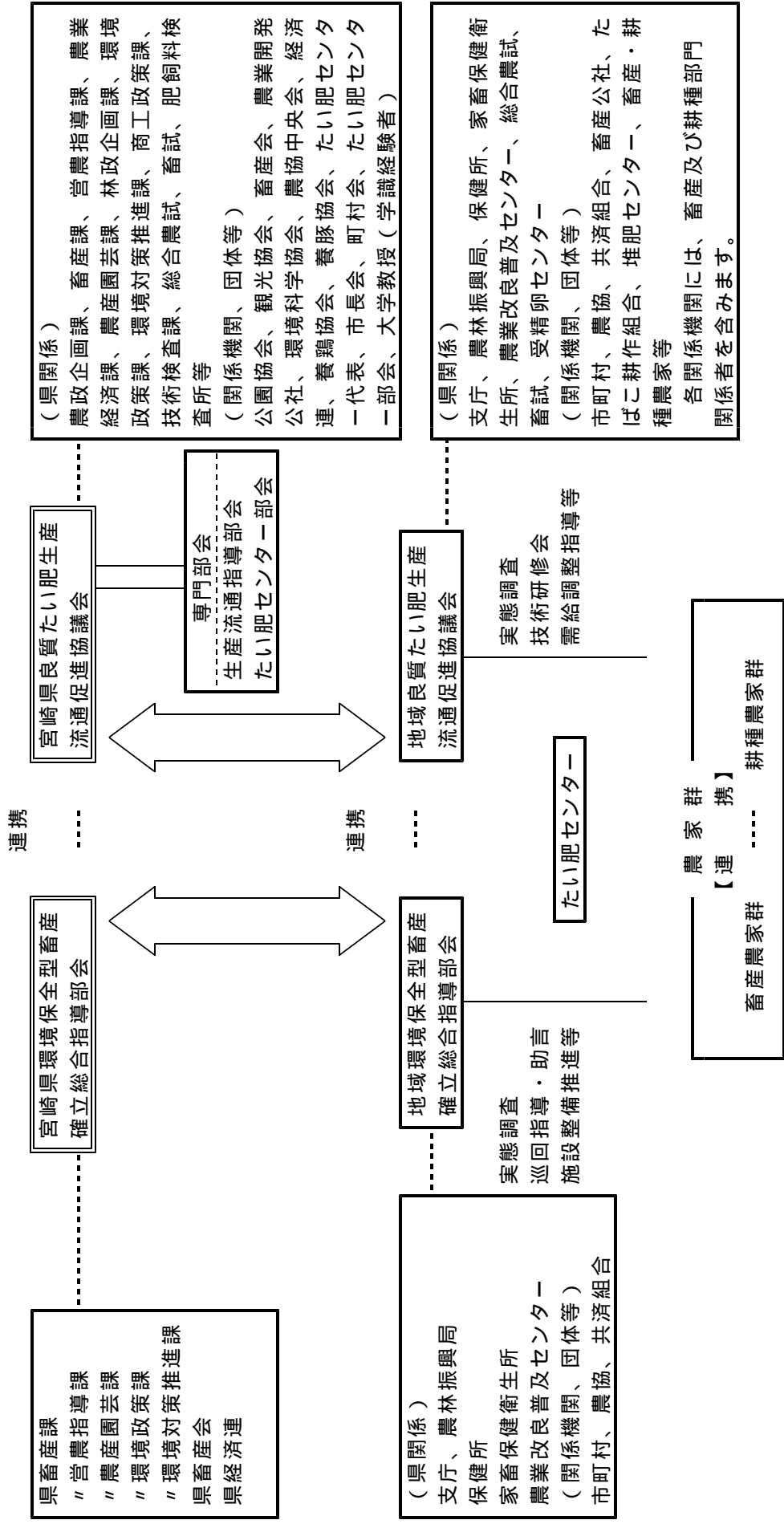
西臼杵支庁、各農林振興局ごとに組織している「地域環境保全型畜産確立総合指導部会」並びに「地域良質たい肥生産流通促進協議会」を中心に、環境問題発生防止に関する指導体制を強化するとともに、関係機関が一体となった畜産経営環境保全対策を実施します。

畜産経営体で環境問題の発生が懸念される施設については、実態調査や巡回指導等を実施し、問題発生を未然に防止するとともに、適正な処理施設等の改善・整備を推進します。

家畜排せつ物について、低コストで処理する技術の開発やたい肥のリサイクル利用技術等についての試験に取り組みます。

畜産経営における環境保全に関する事業及び融資制度は、表3 - 11 - 3、表3 - 11 - 4（資料編P335～P336参照）のとおりです。

宮崎県環境保全型畜産確立推進指導体制



第2節 採石及び砂利採取に伴う環境汚染

社会資本の充実・整備に必要な基礎資材である岩石・砂利の採取は、重要な事業ですが、採取に伴い、採取場等の崩壊、汚濁水の流出等の災害が発生する危険性を有しています。これらの採取業の規制は、採石法及び砂利採取法に基づき実施しており、災害を未然に防止するため、認可立入・保安立入等により指導監督を行うとともに、災害防止対策が必要と考えられる事業場については改善指示等を行っています。

表3-11-5 認可の状況

(単位：件)

区 分		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
採 石 法		20	13	15	13	20	10
砂利採取法	山・陸砂利	75	58	63	54	52	54
	河川・海砂利	23	24	26	29	27	26
	小 計	98	82	89	83	79	80
合 計		118	95	104	96	99	90

第3節 休廃止鉱山による鉱害

鉱山(休廃止を含みます。)の保安管理については、鉱山保安法に基づき国が直接指導監督を行っていますが、本県では九州鉱山保安監督部とともに、必要に応じ休廃止鉱山の実態調査を実施しており、鉱害の未然防止に努めています。

これらの調査結果から、鉱害の発生が予想される休廃止鉱山のうち、鉱業権者等の管理義務者が存在しない鉱山については、国及び県は「休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金交付要綱」に基づき補助金を交付し、当該市町村が実施主体となって鉱害防止工事を実施しています。また、義務者が存在する鉱山については、その義務者が九州鉱山保安監督部の改善指示に従って鉱害防止工事を実施しています。

表3-11-6 休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金交付要綱に基づく鉱害防止工事一覧表(5年分)

年度	鉱山名	実施主体 (場所)	工 事 内 容	工 事 金 額 (単位：千円)	補 助 率
9	速 日	北 郷 村	坑廃水処理事業	10,700 (1,337)	国3/4 県1/8
	土呂久	高千穂町	坑内整備調査・坑道整備	40,000 (5,000)	〃
10	速 日	北 郷 村	坑廃水処理事業	31,440 (3,187)	〃
	土呂久	高千穂町	坑内整備調査	45,000 (5,625)	〃
	男 錫	東 郷 町	鉱害防止工事測量設計	8,700 (1,087)	〃
11	速 日	北 郷 村	坑廃水処理事業	14,576 (1,822)	〃
	土呂久	高千穂町	坑内整備調査	43,500 (5,437)	〃
	男 錫	東 郷 町	かん止堤工事	39,000 (4,875)	〃
12	速 日	北 郷 村	坑廃水処理事業	18,957 (2,369)	〃
	土呂久	高千穂町	坑内整備調査	35,000 (4,375)	〃
	男 錫	東 郷 町	たい積場整備	48,501 (6,062)	〃
13	速 日	北 郷 村	坑廃水処理事業	19,237 (2,404)	〃
	土呂久	高千穂町	坑内整備調査	45,000 (5,625)	〃

工事金額の()は県負担分

第4節 海洋・漁場汚染防止対策

1 海洋汚染防止対策

港湾及び漁港においては、海洋汚染防止の観点から廃棄物処理施設、廃油処理施設の有効な活用を推進していくとともに、流出油対策として汚染防除用オイルフェンス、中和剤、吸着剤等を備蓄しており、そのほかに海洋浮遊ごみの清掃回収を行っています。

2 漁場汚染防止対策

漁業公害防止においては、漁場環境の監視、情報収集活動を行い、被害発生時の初動体制の整備を図っています。

海面では、水産試験場職員及び水産業改良普及員が、海面漁協22組合の協力を得ながら以下の事業を実施しています。また、内水面では水産試験場職員等が、保健所等が行う水質汚濁等の原因究明調査への協力を行っています。

(ア) 公害による汚染状況の監視

(イ) 公害等による漁業被害の状況等に関する情報収集

(ウ) 公害等による漁業被害発生時における試料の採取方法、被害の防除方法、その他緊急に措置すべき事項等の指導

(エ) 沿岸、河川漁場の汚染、赤潮発生状況、漁業被害発生の発見報告